明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
浜田市下府町一八二〇番二から益田市須子町口六八三番一まで	前	BA	八・五〇～一三八・四〇メートル	四七・一二七キロメートル
	後	BA	八・五〇～一三八・四〇メートル	四七・一二七キロメートル
		B	〇・〇〇～三〇二・〇〇メートル	四三・六八二キロメートル
		A	〇・〇〇～三〇二・〇〇メートル	四三・六八二キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大竹市南栄二丁目九〇六番一から山口県玖珂郡和木町和木五丁目一〇〇九番二まで	前	一五・八〇～三七・五〇メートル	〇・四〇一キロメートル
	後	一五・八〇～四二・二〇メートル	〇・四〇一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大竹市南栄二丁目九〇六番一から山口県玖珂郡和木町和木五丁目一〇〇九番二まで	前	一五・八〇～三七・五〇メートル	〇・四〇一キロメートル
	後	一五・八〇～四二・二〇メートル	〇・四〇一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	大竹市南栄二丁目八四三番一から山口県玖珂郡和木町和木五丁目一〇〇九番二まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十日

○九州地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八女市吉田字甚三谷一五七四番七から同市吉田字甚三谷一五七六番一七まで	前	二二・七〇～二六・九〇メートル	〇・〇四〇キロメートル
	後	二二・七〇～三四・七五メートル	〇・〇四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷字江頭七〇六番四地内	前	一七・五三～二一・八二メートル	〇・〇五四キロメートル
	後	二一・八二～六三・五〇メートル	〇・〇五四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 路線名　東九州自動車道

(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐伯市大字上岡字脇河内二五二四番一から同市蒲江大字野々河内浦字上ノ山一三六七番二三まで	前	二一・一五～二六三・七六メートル	一九・七七九キロメートル
	後	二一・一五～二五三・五五メートル	一九・七七九キロメートル

(三) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
東九州自動車道	佐伯市大字上岡字角木二三六八番一から同市蒲江大字野々河内浦字上ノ山一三六七番二三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十日